

## 寄付金控除について

©Kenro Izu

### フレンズへの寄付は寄付金控除の対象になります

特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダー JAPAN（フレンズ）は、東京都より「認定 NPO 法人」として認定されています。当団体へのご寄付に対して、税制上の優遇措置を受けることができます。

#### ● 個人の場合

##### 1. 所得税の控除

減税という形で  
お金が戻ってきます

**寄付額の約 40%** が控除されます

例：1万円寄付した場合  $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \mathbf{3,200 \text{円}}$  控除されます

3万円寄付した場合  $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \mathbf{11,200 \text{円}}$  控除されます

※「税額控除」を選んだ場合。総所得金額の40%相当額が限度です。所得税額の25%を限度として控除が認められます。

##### 2. 住民税の控除

お住まいの都道府県又は区市町村が条例で指定している NPO 法人への寄付は、個人住民税の控除を受けることができます。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

都道府県指定の場合 →  $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$  控除されます

区市町村指定の場合 →  $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$  控除されます

#### ● 法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄付金の額と合わせて、**特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。**

※寄付の合計額が特別損金算入限度額を超える場合、その超過分は一般寄付金の額と合わせて、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

詳しくは所轄税務署や国税庁のホームページ等にてご確認ください

## ● 相続税

相続や遺贈により財産を取得した方が、取得した財産の全てまたは一部を寄付した場合、その寄付した財産の価格には相続税がかかりません。

## 寄付金控除を受けるには



### 1. フレンズが発行した領収証を用意します

寄付の度に領収証をお送りします。マンスリーサポーターの方には、1年分（1月～12月）の寄付金額をまとめた領収証を、翌1月に送付します。  
※クレジットカードや、「ありがとうブック」などを通じて寄付をした場合は、当団体に入金されるまで数ヶ月かかることがあります。あらかじめご了承ください。

寄付金控除のできる領収証が発行できないもの

- ・正会員費 ・イベント参加費 ・書籍/グッズ購入費
- ・ご住所の分からないご寄付

詳しくは当団体までお問い合わせください。

### 2. 所轄税務署で確定申告を行います

国税庁のウェブサイトまたは所轄税務署にて、確定申告を行います。フレンズが発行した領収証を添付することで、寄付金控除が可能です。

詳しくは所轄税務署や国税庁のホームページ等にてご確認ください

## ● 認定 NPO 法人とは

NPO法人のうち、所轄庁（都道府県・政令市）より、「その運営組織及び事業活動が、適正であって、公益の増進に資する」と認定を受けた法人のことです。認証を受けた NPO 法人約 5 万法人のうち、認定・特例認定 NPO 法人は、約 1,000 法人のみです。

ご寄付について／領収証の発行について お問い合わせ

特定非営利活動法人 フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダー JAPAN

TEL/FAX : 03-6661-7558

E-mail : friends@fwab.jp